

長岡市令和 6 年度物価高騰対応重点支援給付金 (令和 6 年度住民税非課税世帯分)について(Q&A)

Q1 手続きの書類はいつ頃発送されますか？

A 対象となる世帯には、令和 7 年 3 月 12 日以降に手続きの方法などを記載した御案内の書類を順次お送りします。

なお、「支給要件確認書」が届いた世帯は返送が必要になりますので、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒(切手は不要です)にて返送してください。

Q2 いつ頃支給してもらえますか？

A 「支給のお知らせ」が届いた世帯は、お知らせに記載した支給口座、支給日に給付金を振り込みます。

「支給要件確認書」が届いた世帯は、返送のあった確認書を当市が受理してから、内容に不備がなければ約 3 週間後を目安に順次支給します。

※返送のあった確認書の内容に不備があった場合、確認書を一度返送いたします。一度返送した確認書を当市が再度受理し、不備が解消されていれば約 3 週間後を目安に順次支給します。

Q3 支給対象世帯を教えてください。

A 次の①及び②又は③に該当する世帯です。

①基準日(令和 6 年 12 月 13 日)時点で長岡市に住民登録がある世帯

②世帯全員の令和 6 年度住民税が「非課税」の世帯

③世帯全員が基準日時点で長岡市社会福祉事務所を実施機関とする生活保護を受給している世帯

また、①及び②又は③に該当する世帯のうち、世帯員に 18 歳以下(平成 18 年 4 月 2 日生まれ以降)の児童がいる場合は、児童 1 人当たり 2 万円を支給します。(施設入所中の児童は原則対象外)

※ただし、①及び②又は③に該当していても、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象になりません。

Q4 令和 6 年度物価高騰対応重点支援給付金(令和 6 年度新たに非課税化世帯・均等割のみ課税世帯化世帯向け給付金)を受給した世帯も対象になりますか？

A 今年度給付済みの「物価高騰対応重点支援金(令和 6 年度新たに非課税化世帯・均等割のみ課税世帯化世帯向け 10 万円・こども加算 5 万円)」(令和 6 年 10 月 31 日受付終了)を受給した方でも、Q3 に記載の条件を満たしていれば支給対象世帯となります。

(令和 6 年度物価高騰対応重点支援給付金(令和 6 年度新たに非課税化世帯・均等割のみ課税世帯化世帯向け給付金)を受給した世帯全てがまた対象になるのではなく、Q3 に記載のとおり、今回の給付金は国が非課税世帯のみを対象としたため、均等割のみ課税世帯には給付されません。)

Q5 自分の世帯は非課税ですか？

A 課税状況については市民税課が担当課ですが、電話では本人確認ができないため、非課税かどうかを教えることはできません。窓口にお越しいただいた際は、免許証などにより本人確認ができたお客様の属する世帯が非課税世帯かどうかはお伝えできますが、課税世帯であった場合、世帯内のどの世帯員が課税なのかという情報はお伝えすることができないため、ご希望の情報を全て把握できない場合があります。まずはご家族でご確認ください。

Q6 確認書の記載について教えてください。

A 記入例を参考に、確認書に記載のある次の項目を確認してください。①及び②の両方にチェック☑が記入される場合は給付対象となりますが、いずれか1つでもチェック☑がつけられない場合は給付金を受け取れません。

また、世帯主氏名(住民登録上)、確認日、連絡先電話番号(※日中連絡の取れる番号を記載して下さい)の記載と、支給口座が確認書表面上部に印字されている口座で問題ないかを確認(支給口座の変更を希望する場合又は支給口座の印字がない場合はQ7へ進む)し、返送してください。

① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。

※ 扶養主(住民税が課されている他の親族等)が令和6年12月13日以前に死亡している場合は、チェック(□に「レ」)可能です。

② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

Q7 確認書の返送で必要な添付書類はありますか？

A 記入例を参考に、確認書表面上部に印字されている支給口座から別の口座に振込先を変更する場合や、確認書にあらかじめ支給口座の印字がない場合は、【受取口座記入欄】に新たな支給口座を記入のうえ、口座確認書類(通帳等)の写しを必ず添付してください。

加えて、振込先を世帯主名義以外の別口座とする場合や、代理人が受給する場合は世帯主及び代理人の本人確認書類の写し(マイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、保険証等)を必ず添付してください。

Q8 確認書はいつまでに送ればよいですか？

A 令和7年7月31日までに同封の返信用封筒にて返送してください(当日消印有効)。

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(1世帯当たり3万円)支給対象世帯のうち、世帯員に令和6年12月14日から令和7年7月31日までに生まれた児童がいる世帯は、こども加算の対象となりますので令和7年8月15日までに申請書を提出してください。(当日消印有効)

※提出期限を経過すると支給ができなくなるため、必ず期限内にご提出ください。

Q9 「支給のお知らせ」や「支給要件確認書」に記載されている口座はどの口座ですか？

A 下記のいずれかの口座を登録している場合は、下記の優先順位で「支給のお知らせ」や「支給要件確認書」に支給口座を記載しています。

- ・優先順位①: 令和 6 年度新たに非課税化世帯・均等割のみ課税化世帯への給付金(10 万円又はこども加算5万円)の支給口座
- ・優先順位②: 令和 5 年度非課税世帯給付金(7 万円又はこども加算5万円)又は令和 5 年度均等割のみ課税世帯給付金(10 万円又はこども加算5万円)の支給口座
- ・優先順位③: 令和 7 年 2 月分の生活保護費振込時における指定口座(支給対象の世帯主名義の口座に限る)
- ・優先順位④: 令和 7 年 2 月の児童手当振込時における指定口座(支給対象の世帯主名義の口座に限る)
- ・優先順位⑤: 公金受取口座 (支給対象の世帯主名義の口座に限る)

※ 「支給のお知らせ」の対象者

支給対象世帯の世帯主名義の口座の登録があり、かつ、確認事項がない場合は、「支給のお知らせ」の対象となります。

※ 「支給要件確認書」の対象者

支給対象世帯の世帯主名義の口座の登録があっても確認事項がある場合や、世帯主名義の口座の登録がない場合は、「支給要件確認書」の対象となります。

Q10 「支給のお知らせ」や「支給要件確認書」に記載されている児童は(施設入所中等の理由で)自分の世帯で面倒を見ていません。この場合こども加算はどうなりますか？

A 「支給のお知らせ」や「支給要件確認書」に記載されている児童について、施設入所等の理由により世帯主が面倒を見ていない場合、こども加算の対象となりません。

届いた書類の種類により、下記の手続きをお願いします。

(1) 「支給のお知らせ」が届いた場合

【①世帯内に対象外となる児童以外の児童がいる場合】

支給人数と金額が変更になります。「支給のお知らせ」に記載の振込を停止し、変更後の人数と金額で給付をするための確認書を送付いたしますので、「支給のお知らせ」に記載の変更期限までに長岡市給付金専用コールセンターまで御連絡くださいますようお願いいたします。※「支給のお知らせ」に記載の支給日には振り込まれなくなりますのでご了承ください。

【②世帯内に対象外となる児童以外の児童がいない場合】

対象児童がいなくなるため、こども加算給付自体がなくなります。「支給のお知らせ」に記載の振込を停止するため、「支給のお知らせ」に記載の変更期限までに長岡市給付金専用コールセンターまで御連絡くださいますようお願いいたします。

(2) 「支給要件確認書」が届いた場合

【①世帯内に対象外となる児童以外の児童がいる場合】

確認書の「■給付金(こども加算)対象児童」欄に記載されている児童のうち、対象外になる児童の備考欄に「対象外」と記載し、「■給付金(こども加算)支給金額」欄の「対象児童数」には対象外となる児童を含まない数字を記載し、支給対象児童数のみの金額を計算して「支給金額」欄を記入してください。

【②世帯内に対象外となる児童以外の児童がいない場合】

対象児童がいなくなるため、こども加算給付自体がなくなります。

確認書の「■給付金(こども加算)対象児童」欄の対象外になる児童の備考欄に「対象外」と記載し、確認書中段にある【私の世帯は給付金を受給しません】欄に×印をつけ、空きスペースに給付金を受給しない理由(「子供が施設入所中であるため」等)を記載し、同封の返信用封筒にて返送してください。

※対象外で受給資格がない児童の分まで給付金を受け取られた場合、返還を求めることとなりますので、ご注意ください。

Q11 支給を辞退することはできますか？

A 支給を辞退する場合や、確認書の確認事項(Q6の①、②)に1つでも該当しない場合は、記入例を参考に、確認書中段にある【私の世帯は給付金を受給しません】欄に×印と、空きスペースに給付金を受給しない理由を記載(「住民税課税の親族の扶養になっているため」「他市で同様の給付金を受給したため」等)し、同封の返信用封筒にて返送してください。

Q12 子どもが市外・県外で一人暮らししているのですが、子どもは対象になりますか？

A ●住民票を市外・県外の住所に移している場合

一般的には、令和6年度の個人住民税において、お子さまが住民税が課税されている方から扶養されている場合は対象になりません。お子さまが非課税、かつ、課税者の扶養に入っていない場合は対象になります。その場合は、基準日時点で住民登録のある自治体から確認書が送付されると思われますので、住民登録のある自治体にお問い合わせください。

また、こども加算については、生計が同一であれば、支給の対象となる可能性がありますので、長岡市給付金専用コールセンターまでお問い合わせください。

●住民票を長岡市に置いたまま市外・県外に居住している場合

基準日(令和6年12月13日)時点で住民登録のある世帯の世帯主に支給するため、お子さまには支給されません。(平成18年4月2日生まれ以降の場合、こども加算の算定対象になります。)

Q13 夫(妻)と離婚しました(離婚協議中ですが)、私は給付対象になりますか？

A 離婚の時期・離婚後の世帯構成・住所・子ども(こども加算の対象となる児童)の有無・税金上の扶養等の条件により、申請に基づき給付金の支給対象となる可能性があります。詳細については、長岡市給付金専用コールセンターまでご相談ください。

Q14 最近長岡市に引っ越してきましたが、給付対象になりますか？

A 基準日(令和 6 年 12 月 13 日)の翌日以降に他市区町村から転入した世帯は、当市から支給する給付金の対象になりません。転入前の市区町村にお問い合わせください。

Q15 基準日(令和 6 年 12 月 13 日)の翌日以降に申請・受給権者であった世帯主が死亡した場合はどうなりますか？

A 「支給のお知らせ」と「支給要件確認書」のどちらが届いたかにより、下記の取り扱いとなります。

1 「支給のお知らせ」が届いている場合

(1) 口座変更・受給辞退の届出期間中に、当該届出を行うことなく亡くなられた場合

【①亡くなられた世帯主以外に世帯員がいる場合】

新たに世帯主となった方が給付を受けることとなります。この場合、新たに世帯主となった方から申請していただく必要があるため、長岡市給付金専用コールセンターまで御連絡くださいますようお願いいたします。

【②単身世帯の場合】

世帯自体がなくなるため、給付されません。この場合は、給付金に関する文書を今後送付しないようにするため、長岡市給付金専用コールセンターまで御連絡くださいますようお願いいたします。

(2) 口座変更・受給辞退の届出期間中で、口座変更の届出後に亡くなった場合

亡くなられた世帯主に給付され、他の相続財産とともに相続の対象となります。

(3) 口座変更・受給辞退の届出期間後に、届出を行うことなく亡くなられた場合

亡くなられた世帯主に給付され、他の相続財産とともに相続の対象となります。

2 「支給要件確認書」が届いている場合

(1) 確認書を返送されることなく亡くなられた場合

【①亡くなられた世帯主以外に世帯員がいる場合】

新たに世帯主となった方が給付を受けることとなります。この場合、新たに世帯主となった方から申請していただく必要があるため、長岡市給付金専用コールセンターまで御連絡くださいますようお願いいたします。

【②単身世帯の場合】

世帯自体がなくなるため、給付されません。この場合は、給付金に関する文書を今後送付しないようにするため、長岡市給付金専用コールセンターまで御連絡くださいますようお願いいたします。

(2) 確認書の返送後に亡くなられた場合

亡くなられた世帯主に給付され、他の相続財産とともに相続の対象となります。

ただし、単身世帯で確認書の確認日前に亡くなられた場合は、亡くなられた方以外の方から確認書の返送があったとしても支給対象になりません。

Q16 令和 6 年度の住民税は非課税ですが、確認書が送られてこないのはなぜですか？

A 基準日(令和 6 年 12 月 13 日)時点の世帯において、世帯全員の令和 6 年度住民税が非課税にもかかわらず確認書が送られてこない場合は、世帯全員が住民税が課税されている親族等からの扶養を受けている、令和 6 年 12 月 14 日以降に他市区町村から転入した等の理由により、対象外となっている可能性があります。住民税における取り扱いとして誰に扶養されているかわからない場合は、個人情報につき市ではお答えできませんので親族内でご確認ください。

Q17 給付金を受け取るのは誰ですか？

A 原則として、基準日(令和 6 年 12 月 13 日)時点で住民基本台帳に記録されている世帯主へ振り込みます。

ただし、特別な理由がある場合は世帯主以外の方が受給することもできます。

Q18 給付金の受取口座を世帯主以外の者に変えることはできますか？

A 給付金の受取口座は原則、世帯主本人名義の口座に限りますが、世帯主以外が代理で支給を受ける場合、世帯主及び代理人の本人確認書類の写し、及び口座確認書類の写しが必要です。

なお、法定代理人(※)の場合は登記事項証明書の写し及び口座確認書類の提出のみで、委任状や本人確認書類の写しは不要です。

※保佐人・補助人の場合は、「臨時給付金その他の公的給付の受領」が代理権項目として付与されていることが代理権目録の写し等により確認できる場合は、委任状の提出は不要とします。

Q19 世帯主が身体が不自由で、自分で確認(申請)できない場合は、どのように確認(申請)したらよいですか？

A 本人による確認(申請)が困難な方は、代理人による確認(申請)も可能です。「令和 6 年 12 月 13 日時点での受給権者の属する世帯の世帯員」や「法定代理人」、「親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方(※)」による代理確認(申請)が認められ、原則、代理人の本人確認書類を提出していただきます。

ただし、世帯員による代理確認(申請)は単なる本人に代わる代筆確認(申請)とも捉えることができるため、この場合、代理人の本人確認書類は提示のみで構わないこととします。

※ 別世帯の親等、世帯主の身の回りの世話をしている方

Q20 配偶者からの暴力(DV)を理由に住所地以外に避難しているが、給付金の対象になりますか？

A 配偶者からの暴力を理由に避難している方で令和 6 年 12 月 13 日時点の居住地と住所地が異なる場合でも、要件を満たせば、給付金の申請が可能です。事前に聞き取りが必要となりますので、長岡市配偶者暴力相談支援センターへご相談ください。

【問い合わせ先】

長岡市配偶者暴力相談支援センター

電話番号:0258-33-1233

相談時間:月・火・木・金曜日 午前 10 時～午後 5 時(受付は午後 4 時 30 分まで)

水曜日 午前 10 時～午後 7 時 30 分(受付は午後 7 時まで)

土曜日 午前 9 時～午後 4 時(受付は午後 3 時 30 分まで)